

「とやま森と木のフェスタ 2026」実施業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

幅広い県民参加のもと、富山の豊かな森を守り育て、林業・木材産業の成長産業化を一層促進することを目的に開催する「とやま森と木のフェスタ 2026」の企画・運営等の実施業務について、企画力や実行力のある事業者に委託して実施することにより、事業の効果を最大限増加させるとともに、業務の効率化等を図るため、公募型プロポーザル方式により契約候補者を選定するもの。

2 委託業務

(1) 委託する業務の名称

「とやま森と木のフェスタ 2026」実施業務

(2) 委託者

とやま森と木のフェスタ実行委員会（事務局：富山県農林水産部森林政策課）

(3) 委託する業務の内容

「とやま森と木のフェスタ 2026」実施業務委託仕様書（別紙1）のとおり

(4) 委託契約額の上限額（契約限度額）

金7,500,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※この上限額は委託契約締結時の予定額（予定価格）を示すものではありません。

(5) その他

業務の内容については、この要領に示す内容及び応募者から提案のあった内容に基づき、修正を行う場合があります。

3 委託に係る催事の開催期日及び開催場所

(1) 開催期日

令和8年10月10日（土）

(2) 開催場所

射水市黒河地内「県民公園太閤山ランド」

野外劇場、イベント広場、ファミリースポーツプラザ、ふるさとパレス等

※上記会場を仮予約してあります。

※式典・表彰式会場は野外劇場を想定しております。

4 申込みに係る手続等

(1) 質問の受付等

本プロポーザルに関して質問がある場合は、**令和8年5月27日（水）午後5時**までに、別紙「質問書（様式第1号）」を電子メールによりとやま森と木のフェスタ実行委員会（富山県農林水産部森林政策課内）に提出してください（受信の有無を電話で確認してください）。質問への回答は、**令和8年6月1日（月）**までに、県ホームページに掲載します。

(2) プロポーザルへの参加申込

プロポーザルへの参加を希望する方は、次の書類を電子メールにて提出してください。

書類の名称	様式	提出期限
参加申込書	様式第2号	令和8年6月8日(月)午後5時
応募者の概要	様式第3号	令和8年6月12日(金)午後5時
企画提案書	任意(A4横書PDF)	同上
業務実施体制	任意(A4横書PDF)	同上
その他参考資料	任意(A4横書PDF)	同上
見積書	任意(A4縦書PDF) ※1~2枚程度で、できるだけ詳細な積算内容を記載してください。	同上

(3) 提出先

富山県農林水産部 森林政策課

E-mail: ashinrinseisaku@pref.toyama.lg.jp

※電子メール送信後、必ず電話(076-444-3386)で到達の確認をお願いします。

5 企画提案書の内容等

企画提案書には、次に掲げる事項に留意の上、提案してください。

(1) 催事計画

資料1「とやま森と木のフェスタ 2025 実績概要」を参考に、次の事項に留意のうえ、提案する催事計画を記載してください。

ア 飲食・物販を含む体験を通じて森林・林業・木材産業の魅力を発信する企画とし、幅広い年齢層(特に若者や子育て世代)が楽しめる内容とすること。

イ 来場者が視認しやすいレイアウト、ゾーニングと、基本的なブースイメージを提示すること。

ウ フェスタ内で県主催の「式典」及び「表彰式」を実施するため、午前10時から午前11時までの時間、式典・表彰スペースを確保すること。司会進行用、表彰状読上げ用のマイク、音響等の用意されること(司会進行も含む)。

エ 関係団体(とやま緑化推進機構、富山県森林組合連合会、富山県木材組合連合会、花と緑の銀行、農林水産公社、その他住宅関係団体を含む。)、マスコミ等との連携及び協力を図ること。

オ 電子マネーを導入するなど、出展者・来場者双方の利便性向上を図ること。

カ フェスタの趣旨を損ねない範囲で、自主事業(受託者を主催者とするイベントの併催等)を認めますので、積極的に提案してください。なお、自主事業に関する収入は、受託者の収入とします。

(2) 運営計画

フェスタを円滑かつ効率的に運営するため、次に掲げる事項に留意のうえ、提案する運営計画を記載してください。

ア 実施・運営に関する全体的な組織体制及び推進体制(人員体制を含む。)を具体的に定めること。

- イ 会場の美化や環境に配慮した会場内の整理体制や廃棄物の処理方法等を定めること。
- ウ 災害等緊急時の安全対策を講じること。
- エ 出展者（売上、意見等）及び来場者へのアンケートを実施し、とりまとめること。

（3）広報・宣伝計画

開催前及び当日における使用メディア、スケジュール等を記載してください（チラシ、ポスターだけでなく、来場者（特に若い世代）を増加させる広報・宣伝の手法を積極的に提案してください）。

また、ポスター等への広告掲載、協賛金の確保、冠イベント開催等について、提案してください。なお、これらに関する収入は、受託者の収入とします。

（4）全体スケジュール

「とやま森と木のフェスタ 2026」の実施に向けた全体スケジュールを項目ごと（展示、出展、広報等）に記載してください。

（5）経費見積書の内容等

自主事業、ポスター等への広告掲載、協賛金、冠イベントに関するものなど、本業務委託で得た収入をフェスタの開催経費に充当する場合は、経費見積書に反映させてください（例年、出展料は徴収していません）。

6 審査方法、審査基準等

（1）審査方法

ア 契約候補者は、審査員による審査を経て選定します。

イ 審査は、応募者からのプレゼンテーションを行います。ただし、応募者が多数であった場合には、書類選考による一次審査を行ったうえで、プレゼンテーションに参加する者を制限する場合があります。

（2）プレゼンテーション

プレゼンテーションについては、次のとおり実施します。

なお、プレゼンテーションの参加者に対しては、別途、実施の詳細（実施場所、開始時刻等）をご案内します。

ア 日時

令和8年6月18日（木）頃（詳細な日時等は別途案内します。）

イ 場所

審査会場：富山興銀ビル（富山市桜橋通り 5-13）

※予定（詳細な日時等は別途案内します。）

ウ その他

（ア）プレゼンテーションに要する時間は、1事業者あたり25分程度（15分以内で概要説明、10分程度の質疑応答）とします。

（イ）応募者からの説明は、提出書類①応募者の概要、②企画提案書、③概算見積書、④業務実施体制を基に行い、プロジェクター等の機器を使用しないこととします。

(ウ) プレゼンテーション出席者は、1事業者あたり3名までとします。

(3) 審査基準

「とやま森と木のフェスタ 2026」実施業務における公募型プロポーザル審査基準（別紙2）のとおり

7 契約候補者の選定方法

- (1) 審査員の審査結果により、過半数の審査員が最高点としたものを契約候補者とします。同点又は過半数の審査員の最高点が得られなかった場合は、総合的な審査により事業実施に適切な提案者を契約候補者とします。また、契約候補者が契約を辞退した場合、次順位者を候補者とします。
- (2) 審査員の合計得点が6割に満たない場合提案は採用しないものとします。
- (3) 総合的な審査により、すべての企画を不適切と判断できるものとします。

8 応募資格

この公募型プロポーザルに応募できるのは、次のいずれの要件も満たす者とします。

- (1) 法人その他の団体であること（法人格の有無を問いません。）。
- (2) 団体（当該団体が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）及びその取締役等（団体の役員又はその支店若しくは常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいいます。以下同じ。）が、次のいずれの者にも該当しないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続中若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後、2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）
 - エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - オ 自己、自らの団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
 - カ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - ク 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者

9 その他

- (1) 提案は、参加事業者1者につき1案とします。
- (2) 本プロポーザル参加に要するすべての費用は、参加者負担とします。
- (3) 提出いただいた書類は、一切返却しません。
- (4) 応募した企画案が採用された場合の著作権及び委託業務の実施により発生する著作権は、

すべて実行委員会に属するものとします。

- (5) 次に掲げる提案は無効とします。
- ・ 所定の日時、場所において提出すべき書類を提出しなかった場合
 - ・ 本プロポーザルに関する条件、指示事項等に違反した場合
- (6) 審査結果については、採用・不採用に関わらず、後日、書面にて通知します。
- (7) 応募者は審査結果について、一切、異議の申し立てをすることができないものとします。
- (8) 契約候補者と実行委員会とは、別途、協議のうえ、委託契約を締結するものとします（契約候補者と実行委員会とは、提案を受けた企画の内容を基に、具体的な内容、条件等を協議し、協議が整った場合に、随意契約により、委託契約を締結するものです。）
- (9) 万が一、委託事業者の責めに帰する事由によらず事業実施が困難な状況となった場合は、委託契約の一部又は全部を解除し、掛かった経費分の支払いのみを行う場合があります。
- (10) この要領の内容に不明な点がある場合には、実行委員会の担当に問い合わせのうえ、その指示に従ってください。

10 今後のスケジュール

- | | |
|------------------|------------------|
| (1) 質問書の提出期限 | 令和8年5月27日（水）午後5時 |
| (2) 質問書への回答 | 令和8年6月1日（月） |
| (3) 参加申込書の提出期限 | 令和8年6月8日（月）午後5時 |
| (4) 企画提案書等の提出期限 | 令和8年6月12日（金）午後5時 |
| (5) プレゼンテーションの実施 | 令和8年6月18日（木）頃 |
| (6) 契約候補者の決定 | 令和8年6月22日（月）以降 |
| (7) 委託契約書の締結 | (6) 以降速やかに |

11 提出先・問合せ先

とやま森と木のフェスタ実行委員会事務局（担当：牧田）

〒930-0004 富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル4階（富山県農林水産部森林政策課内）

T E L : 076-444-3386

F A X : 076-444-4428

電子メール：ashinrinseisaku@pref.toyama.lg.jp